

太子町地域公共交通網形成計画（概要）

現状の課題・問題点

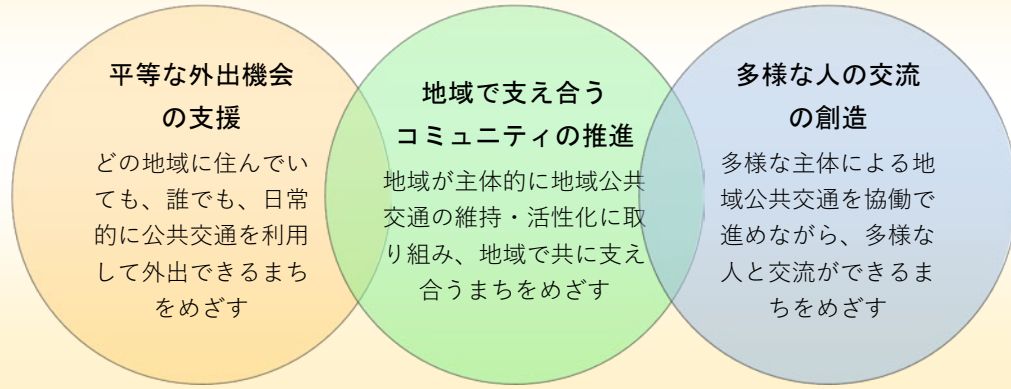
地域公共交通の役割

地域公共交通の方針

基本理念

総合計画の基本理念「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」を踏まえ、地域公共交通の基本理念を次の通り設定します。

地域公共交通によるまちづくり



基本方針

様々な主体が連携・協働しながら、みんなで地域公共交通を支援する

- ・住民、行政、交通事業者などの関係者が積極的に連携し合い、各々の役割を發揮しながら、みんなで地域公共交通を支援する。
- ・行政は公共交通空白・不便地域の改善に向けた住民主体の取り組みを支援する。
- ・住民は地域公共交通に関心を持ち、積極的に地域公共交通を利用する。
- ・買物や通院などにおける「交通弱者」を地域全体でサポートする。
※交通弱者：年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者等、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人。

地域特性や需要に即した地域公共交通を実現する

- ・予約型乗合ワゴンおよび総合福祉センターバスの再編を前提に、鉄道・路線バス・タクシーも含め、利便性と効率性の両者を考慮した地域公共交通を実現する。
- ・役場や生活利便施設へのアクセス向上と、公共交通空白・不便地域の解消に寄与する地域公共交通を構築する。
- ・公共交通の運行を要望する地域については、その地域にふさわしい公共交通を検討する。
- ・点在する観光資源へのアクセスや町内の回遊性の向上のため、多様な移動手段を含めた地域公共交通を検討する。

持続可能な地域公共交通を構築する

- ・持続可能性を維持するために、適正な経費負担について検討する。
- ・地域公共交通の利用状況を定期的かつ適正に評価し、需要喚起策を積極的に行う。
- ・利用者が少ない場合は、路線およびバス停の再編等も視野に入れる。

計画の目的

太子町では、人口減少や高齢化が進む中で、自動車を移動手段として利用している人が多く、このような状況の中、将来にわたって地域住民に利用され、持続可能な公共交通体系の構築を図る必要があります。

「太子町地域公共交通網形成計画」では、平成29年度に策定した「太子町地域公共交通基本計画」で設定した公共交通空白・不便地域における公共交通の利用意向、詳細な既存の公共交通体系の利用実態を把握し、地域公共交通の具体的な施策と目標を設定し、今後の体系と評価を示すものとなります。

目標と施策

目標

施策

目標1
誰もが利用できる地域公共交通網の形成

- ・基幹交通の強化
- ・支線交通の確保
- ・乗換え拠点の強化
- ・利用しやすい交通の確保
- ・交通弱者に対する移動支援

公共交通空白不便地域の解消や乗換えに関する施策、交通弱者に対する施策

目標2
みんなで支える地域公共交通の活性化

- ・継続に向けた体制づくり
- ・モビリティ・マネジメントの推進

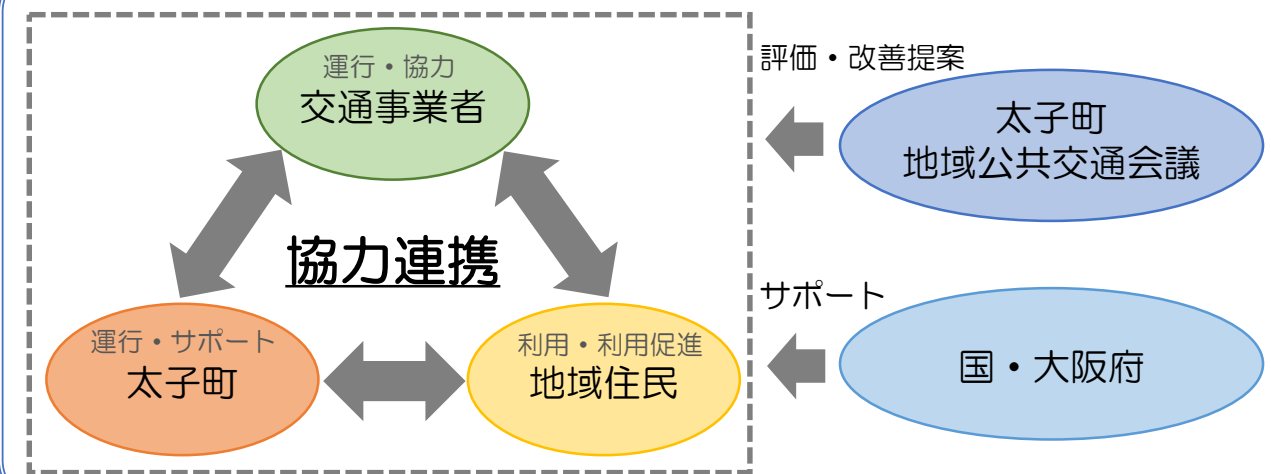
地域住民の体制づくり、公共交通に乗ってもらうきっかけづくり、情報発信や他機関との連携施策

目標3
地域公共交通を活用した多様な人の交流

- ・観光施設等との連携
- ・商業施設へのアクセス強化
- ・高齢者等の外出支援促進

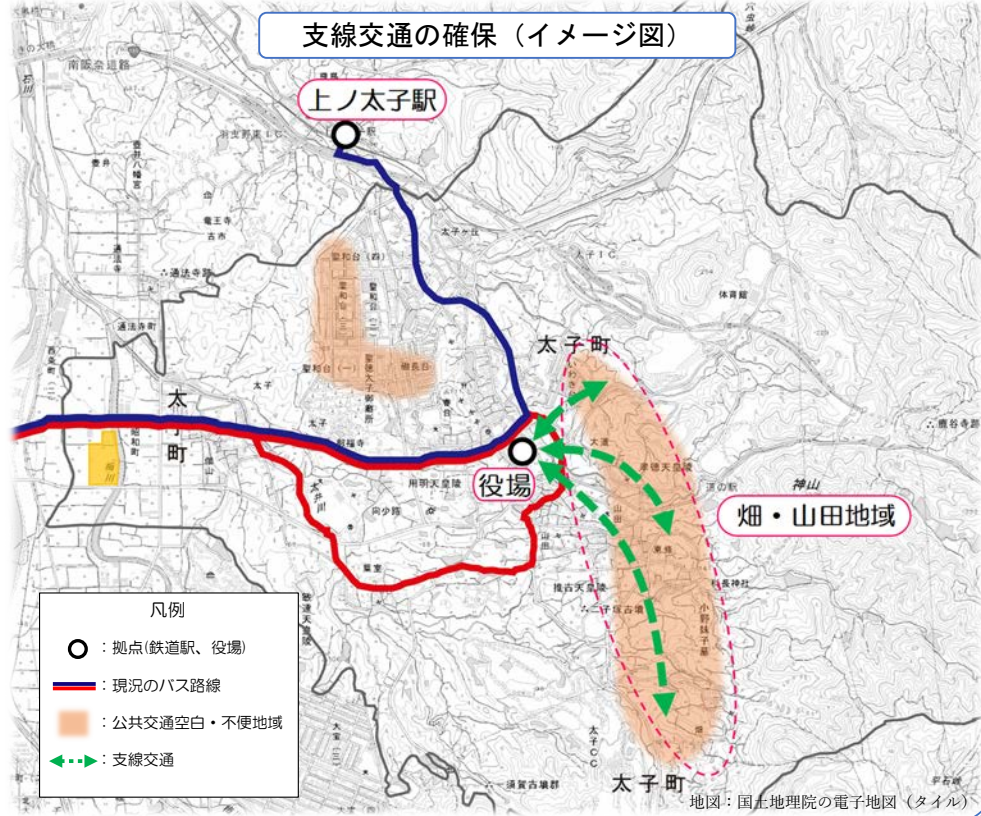
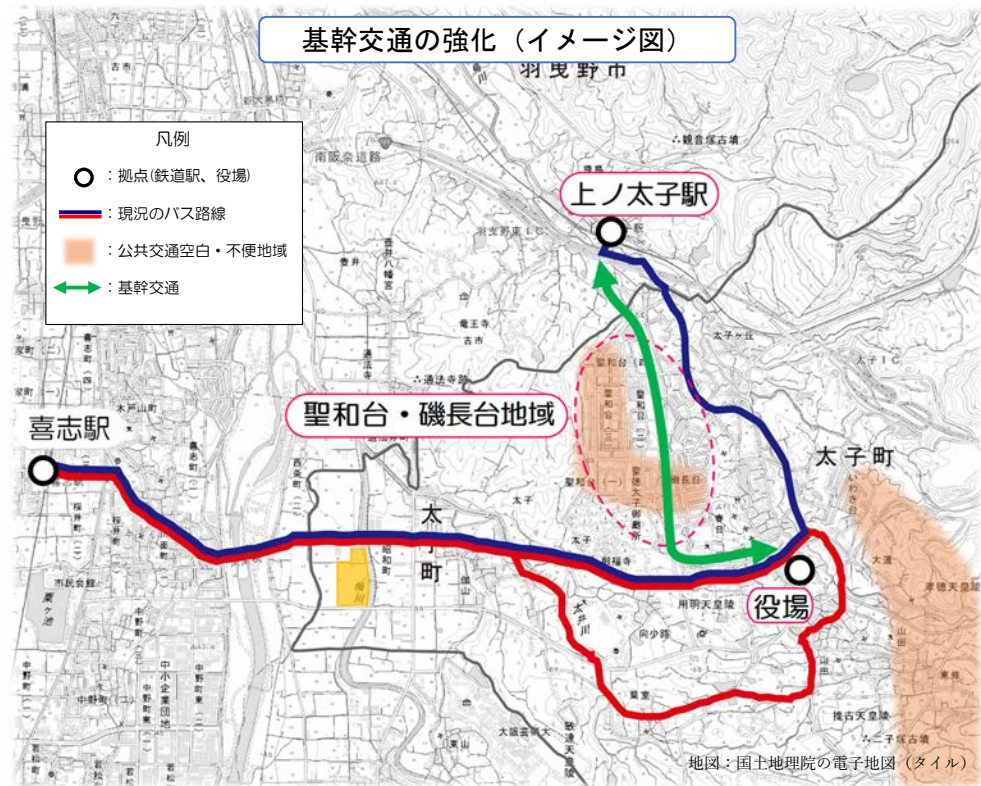
観光施設や商業施設等へのアクセスに関する施策、高齢者等への外出支援に関する施策

太子町地域公共交通の推進体系



目標達成のための施策

目標1 誰もが利用できる地域公共交通網の形成	施策 基幹交通の強化	具体施策 【施策1-1】上ノ太子駅～聖和台・磯長台～役場間を結ぶバスの運行 ・地域拠点である「上ノ太子駅」、「役場」のアクセス強化 ・公共交通空白・不便地域である「聖和台・磯長台」地域と拠点間のアクセス強化
	支線交通の確保	【施策1-2】東部地域（畑・山田）～役場間を結ぶ新たな交通の運行 ・公共交通空白・不便地域である「畑・山田」地域と拠点間のアクセス強化
	乗換え拠点の強化	【施策1-3】役場周辺バス停の拠点の強化 ・乗換え拠点として位置付けられる役場周辺でのバス待ち空間の強化（ベンチ、憩い空間など） ・基幹交通と支線交通をつなぐ乗換え拠点として、接続ダイヤなどシームレス化を推進
	利用しやすい交通の確保	【施策1-4】ユニバーサルデザインの推進 ・バス停やホームページ、住民への配布チラシなどにおいて、誰にでも分かりやすい、見やすい公共交通の案内充実 ・定時性の確保
	交通弱者に対する移動支援	【施策1-5】交通弱者に対する移動支援 ・高齢者等外出支援相談窓口の設置 ・予約型乗合ワゴンの再編を前提に高齢者等の移動サービスの更なる検討
目標2 みんなで支える地域公共交通の活性化	継続に向けた体制づくり	【施策2-1】住民主体の公共交通の利用促進に向けた取り組みの推進 ・公共交通の利用促進を行う住民団体への活動支援 ・住民は地域公共交通に関心を持ち、積極的に地域公共交通を利用
	モビリティ・マネジメントの推進	【施策2-2】太子町内での情報発信 ・時刻表冊子の作成・全戸配布、ホームページでの情報発信など ・広報での情報発信
	観光施設等との連携	【施策2-3】公共交通を利用するきっかけづくり ・太子町イベントでのバス活用、町職員の利用促進、運転免許返納者への特典制度の構築（時刻表、バス券配布など）
	商業施設へのアクセス強化	【施策2-4】教育機関との連携 ・バスに親しみをもらうために、教育機関と連携したモビリティ・マネジメント教育の推進
目標3 地域公共交通を活用した多様な人の交流	観光施設等との連携	【施策3-1】観光施設等での案内充実 ・観光施設等前のバス停での公共交通案内充実、観光施設等ホームページでの案内充実、公共交通を活用した周遊観光の推進など
	高齢者等の外出支援の促進	【施策3-2】商業施設周辺へのアクセス強化 ・商業施設周辺へのバス停の設置や役場周辺～商業施設のバス運行など
		【施策3-3】高齢者等の外出のきっかけづくり ・総合福祉センターバスの再編を前提に高齢者の公共交通を利用した外出を促すイベントや場所の創出並びに交流の場などへのアクセス確保 ・高齢者等を対象とした回数券等の販売



事業スケジュール

施策番号	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
施策1-1/施策1-2/施策1-5 /施策3-2/施策3-3	計画策定 検討・準備	実証運行・実施	評価・継続運行・継続実施		
施策1-3/施策1-4/施策2-1/施策2-2/施策2-3 /施策2-4/施策3-1	計画策定 検討・準備	実施	評価・継続実施		

〒583-8580
 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
 太子町総務部総務政策課
 TEL：0721-98-0300
 FAX：0721-98-4514
 E-mail：soumu@town.taishi.osaka.jp